

草加市総合教育会議議事録

平成29年度第2回

平成29年度第2回草加市総合教育会議

平成30年2月19日(月) 午前10時から

草加市役所本庁舎西棟第三会議室(5階)

○議 題

協議・調整事項 草加市教育大綱に係る進捗管理について

○出席者

市 長	田 中 和 明
教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
教 育 委 員	井 出 健 治 郎
教 育 委 員	小 澤 尚 久
教 育 委 員	加 藤 由 美
教 育 委 員	宇 田 川 久 美 子

○説明員

指 導 課 長	本 間 錦 一
生涯学習課長	長 峯 春 仁

○事務局

総合政策部長	小 谷 明
総合政策部副部長	多 田 智 雄
総合政策課長	益 田 正 俊
人権共生課長	石 川 敬 事
総合政策課副参事 (兼)課長補佐	板 橋 克 之
総合政策課主査	谷 口 学

総合政策課主事	古	庄	一	茂
教育総務部長	今	井	規	雄
教育総務部副部長 (兼)学務課長	関	根	秀	一
教育総務部副部長	青	木	裕	
総務企画課長	伊	藤	寿	夫
総務企画課課長補佐	名	倉	毅	
総務企画課庶務企画係長	山	岸	亮	

○傍聴人 0人

午前10時 開会

◎開会の宣言

○総合政策部長 ただ今から、平成29年度第2回草加市総合教育会議を始めさせていただきます。司会を務めさせていただきます、総合政策部長の小谷と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、傍聴の許可の確認をさせていただきますが、今日は、傍聴者はありません。

◎配付資料の確認

○総合政策部長 本日の協議・調整事項に入ります前に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。会議次第、草加市教育大綱、資料1、資料2、参考資料1、参考資料2がございます。

資料の確認はよろしいでしょうか。

○総合政策部長 これから、議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、田中市長にお願いいたします。

○田中和明市長 それでは、議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。次第に基づきまして進めてまいります。

◎協議・調整事項 草加市教育大綱に係る進捗管理について

○田中和明市長 本日の協議・調整事項ですが、「草加市教育大綱に係る進捗管理について」でございます。まずは事務局より、協議・調整事項であります大綱の進捗管理の内容について、説明をお願いいたします。

○総合政策課長 それでは説明をさせていただきます。

本日の会議の協議・調整事項である大綱の進捗管理の内容でございますが、大きく分けて2項目ございます。お手元の草加市教育大綱をご覧ください。

一つ目は、基本目標1、一人ひとりのよさや可能性が発揮される学校教育の推進についての部分でございます。いじめ撲滅に向けた市の取組の現状と草加市学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針の改定内容について報告をさせていただきたいと存じます。

二つ目は、基本目標5、人権教育の推進についての部分でございます。部落差別の解消の推進に関する法律が施行されるなど、様々な人権課題の解消に向け、市としての取組の現状と今後について報告をさせていただきたいと存じます。

説明は以上になります。

○田中和明市長 ただ今事務局より、協議・調整事項の内容について説明がございました。委員の皆様、この点についてご質問等がございましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○田中和明市長 それでは、各施策の進捗状況等について説明をお願いいたします。

○総務企画課長 初めに、指導課長よりいじめ撲滅に向けた取組についてご説明申し上げます。

○指導課長 それでは、いじめ撲滅に向けた取組について説明させていただきます。

資料1、いじめ撲滅に向けた取組についてをご覧ください。

初めに、いじめ撲滅サミットの開催について説明いたします。

草加市教育委員会では、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、学校・家庭・地域がいじめに対する関心を高め、防止していこうとする態度や意識をもつことを目的として、毎年、いじめ撲滅サミットを開催しております。平成25年度から始め、今年度で5回目となります。

今年度のサミットでは、前半は、児童生徒が、いじめ撲滅に向けた各中学校区のスローガンに基づく実践例や取組の成果を発表いたしました。

また、いのちの大切さについて、児童生徒自身が実感し、いのちの大切さを考えるために、今後、各校が自校でどう取り組むか、そして、小中が一貫してどのような取組をしていくかを発表いたしました。

後半の講演会では、本郷メンタルサポートさぶる主宰で、臨床心理士、臨床動作士としてもご活躍されている、倉田知子氏から「ストレスマネジメント～いじめはストレスから～」という演題でご講演いただきました。

平成28年度は、メンタルトレーナーの加藤史子氏から「夢を持つといじめはなくなる！」という演題で、平成27年度は、弁護士の大倉浩氏から「人の喜びを我が喜びに～いじめは犯罪です。皆の優しさでいじめをゼロにしよう～」という演題で、ご講演いただきました。年々、いじめ撲滅に向けた取組も各校に根付いてきております。

次に、草加市学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針の改定についてご説明いた

します。

いじめ防止対策推進法及び国の基本方針の改定の内容や重大事態ガイドラインの内容に基づき、草加市学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針の内容について検討し、引き続き、いじめの防止等のための対策を一層推進するために、基本方針の改定作業を進めております。

主な改定点につきましてご説明いたします。

初めに、1、いじめの定義についてでございますが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断について、一定の人間関係及び物理的な影響について改めて明記いたしました。

いじめの認知につきましては、その行為によって感じている心身の苦痛の状況など、いじめを受けた児童等の立場に立つことが必要であること、けんかやふざけ合いであっても、見えないうところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが重要です。

次に、責務についてでございますが、学校及び保護者としての責務について、子どもたちに、相手にとって心や体の苦痛を感じる行為を決して行ってはならないことを理解させる、相手がこのように感じる行為は広くいじめであり決して許されないことを理解させることを責務等に記載いたしました。

子どもたちに、いじめは決して許されないことを理解させることは、国の基本方針改定のポイントの一つでもあります。

次に、2、市及び教育委員会が実施する施策についてでございますが、教育委員会が実施する施策として、LINEでのトラブルやSNSによるトラブル等、いわゆるネットいじめへの対応を推進する必要があることから、インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応を加えました。

次に、3、学校が実施する施策についてでございますが、学校の組織の設置とその役割について、①未然防止、②早期発見・事案対処、③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組の三つを挙げました。

また、いじめの解消の判断について明記いたしました。いじめの解消につきましては、国及び県の基本方針の主な改定点にもなっております。いじめの解消の判断については、単に謝罪をしたからいじめが解消したとするのではなく、いじめが解消している状態を判断するための要件を二つ明記しました。一つ目は、いじめに係る行為が止んでいること、二つ目は、被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと、少なくとも、この二つの要件が満たされている必要が

あるということです。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断すること、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する必要があることを明記いたしました。

次に、4、重大事態についてでございますが、重大事態の意味及び調査、重大事態の判断について改めて明記いたしました。重大事態の意味や判断につきましても、国及び県の基本方針とともに、今回の改定での大きな柱の一つでございます。

特に、子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点でいじめの結果ではない、重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たることがポイントでございます。

主な改定点につきましては、以上でございます。

次に、生徒指導・教育相談体制の充実についてご説明いたします。

初めに、電話による相談窓口として、教育委員会への直通回線とフリーダイヤルによる専用回線を用意しております。児童生徒には、「草加っ子」元気カードを配布しております。各校においては、いじめを早期に発見し対処するために、アンケートを年5回以上実施しております。

学校の様々な問題に対して、適切かつ迅速な対応を行うことにより、学校の課題解決の支援を行うために、草加市立小中学校問題解決支援チーム、通称「チーム3S」を設置し、子どもや保護者からの相談、学校への支援をしております。

事案によっては、所属する弁護士や臨床心理士の先生方から、それぞれの専門的な立場からの指導・助言をいただき、児童生徒の健全育成に生かしております。

また、生徒指導担当指導員が学校を訪問し、いじめの問題など生徒指導事案に対応し、学校を支援しております。

学校での相談体制といたしましては、さわやか相談員を各中学校に配置し、生徒の悩みや相談に対応しております。さらに、スクールソーシャルワーカーや学習補助員、学級支援員を配置し、生徒指導や相談体制に充実を図っております。

また、生徒指導担当指導員・学校支援指導員が各校を訪問し、生徒指導上の相談や指導助言に当たっております。

教育委員会といたしましては、子どもたちに、自他のいのちはかけがえのないこと、生を受

けたことへの感謝、生きることの尊さを理解させるために、平成29年度「いのちの教育ブランドデザイン」を策定いたしました。各校は、いのちの大切さを実感することができる学習を推進しております。

今後は、誰にも相談できずに悩んでいる子どもの声を受け取るために、少しでも相談しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

いじめ撲滅に向けた取組についての説明は以上でございます。

○田中和明市長 ありがとうございます。ただ今、いじめ撲滅に向けた取組についての説明がありました。

いじめ撲滅には、学校だけではなく、家庭や地域がいじめに対する関心を高めるとともに、警察や弁護士など専門的な知識を有する方々と共に、一体的かつ継続的に取り組んでいく必要があると思います。

児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、教育委員の皆様は、いじめ問題についてどのような取組をしていけばいいと考えているか、それぞれの立場から、自由にご発言をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○小澤尚久委員 平成30年度から、幼保小中一貫教育が全体で本格化しますが、その中にもいじめに対することをしっかり位置付けて、幼保と小、小と中の引き継ぎ等の際に情報交換をより緊密にしていくことによって、小さな芽からしっかりと把握していくことが必要かと思っております。

もう一つは、資料中にいじめ撲滅サミット宣言がありますが、こちらを小中学校にとどまらず、幼保にも、そして、市民全体にもより一層周知していき、市全体でいじめ撲滅の精神をもって教育をし、生活を送っていくようになればいいと思っております。

○田中和明市長 サミットは一般の方にも声をかけて、参加していただいていますか。

○教育総務部長 学校を經由いたしまして、保護者の皆様にはご案内をし、また、地域で日頃ご支援をいただいている皆様にも、ご案内を差し上げているところでございます。

○田中和明市長 このサミットはすばらしいものですので、幼保にも周知をしていただくという事で、よろしく願います。

○村田悦一教育長職務代理者 教育の目的はいじめをなくすことではなく、本来求めているものがあり、その結果としていじめがなくなることがいいと私は思っています。

いじめ撲滅に向けて、各中学校区でスローガンがあるということで、小中一貫がキーワードになるかと思えます。

『東武新聞』に草加市独自の幼保小中を一貫した教育という記事がありました。1月26日に開催された草加中学校区での研究発表では、21都府県から約600人の方が参加されました。教育委員会は今、子ども教育の連携ということで、市長部局と力を合わせて0歳から15歳までの「学び」「心」を結ぶ、幼保小中を一貫した教育を推進しているわけですが、このような取組の更なる充実、これが結果として、いじめをなくしていくと考えています。

子どもたちの良さや可能性が発揮され、一人ひとりを大切にしたいということですが、一人ひとりを点として見ていくのではなくて、幼保小中、0歳から15歳までを線としてとらえ、学校だけではなくて、学校・家庭・地域が面で子どもたちを見ていく。その中で、私は絶対にいじめはなくなると考えています。

ですので、今の子ども教育の連携を更に推進していくことが、一番大事だと考えております。

○田中和明市長 この研究発表会には、町会長も来ていましたし、町会の人たちもかなり関心をもっていただいています。学校だけではなくて、家庭・地域の連携の推進によって面になっていくと思います。モデル校として研究発表会が開催されましたが、平成30年度は各中学校区で進めていくということですので、教育委員会だけでなく行政でもPRをしていきたいと思っています。

○井出健治郎委員 資料1のいじめ撲滅サミット宣言の中に、二つ目の「いじめを見すごしません」とあります。以前、教育委員だった浜本委員は、常に「見過ごさない」ということと、「見逃さない」ということをおっしゃっていて、そういったことを意識していかなければならないと思いました。

もう一つは、昨年、道徳の教科書を採択したときに、草加市独自の採択は、いのちの大切さということに基づいて道徳の教科書を選んだので、そういうところは児童生徒の中にも少しずつ染み込んでいってくれるといいと思いました。

○加藤由美委員 随分前になるのですが、日曜日の学校開放のときに、幼稚園ぐらいの子どもが飼育小屋のアヒルにホースで水をかけていたことがあって、それを通りかかった人が子どもたちに注意しているのを見かけて、少しほっとしました。

いじめ防止のためにも、学校、家庭はもちろんですが、地域の方に悪いことは悪いと声をかけていただいて、子どもたちを見守っていただくことが大切だと思いますし、そうしていただけるようお願いしたいと思います。

また、インターネットや携帯電話を利用したいじめは、奥が深く見つけにくくて、もしかしたらまだ見つけられていないものがたくさんあるのではないかと思います。指先で触るだけで、

本人が思った以上に深刻な問題になってしまうこともあり、そういう場合には、専門家との連携を素早く取っていく対応が必要かと思えます。インターネット、携帯電話の使い方は、これからの重要課題になるのではないかと思います。

いじめをしてはいけないことを教えることも大切ですが、いじめを受けた子どもが声を上げることは、とても勇気がいることで、誰に、どのように、どのような言葉で助けを求めたらいいかということ、具体的に教えてあげる必要があるのではないかと思います。

ここの取組の中に、「草加っ子」元気カードを小学校1年生の児童、中学校1年生の生徒、市外からの転入児童生徒に配布するということですが、いつ、何が起きているか分からないので、毎年、全児童生徒に配布して、子どもの目に触れることで相談がしやすくなるかと思えます。

もう一つ、先日、幼保小中を一貫した教育に関わる研究発表があり、その中で小学校1年生が幼児を招いてクイズを出したり、白衣の畳み方を見せてあげたりと、一生懸命発表していました。この連携の中で、中学生は小学生に、小学生が幼児に、いのちの大切さやいじめはよくないことなどを伝えてあげることが、大人が話すよりもとても近くに感じるのではないかと思います。

○田中和明市長 町会の方々が街頭指導をしていますと、子どもたちに注意していたり、ときには怒ったりしている姿を見ることができます。地域の人たちが子どもたちに悪いことは悪いんだということを教えて、見守っていくことが必要なことではないかと思います。

この「草加っ子」元気カードを配布しているのは1年生だけですか。例えば2年生、3年生で、他市から来た子どもたちにも配布しているのですか。

○教育総務部長 小学校1年生、中学校1年生には全員、また、年度の途中で転入されてきたお子さんには、学年を問わず配布をしているという状況でございます。

○田中和明市長 分かりました。

○宇田川久美子委員 自分自身の仕事においても、病気にならない、まず未病ということから考えています。いじめも、なつてからの対策も大事ですが、ならないようにということが一番大事だと思います。

皆様は大塚貢先生をご存じでしょうか。

長野県の真田中学校という学校の校長先生をされて、教育委員長をされた先生なのですが、先生が真田中学校に赴任されたときには、ものすごく荒れた中学校で、学校の中に吸い殻や廊下にオートバイの跡があるというような学校に赴任されたそうです。何とかしなければという

ことで先生が取り組まれたのが、給食の改善、授業の改善、花をつくるという三つのことをされたそうです。

給食の改善では、パンをやめて米食に変えて、お肉をやめて魚を中心にということをされたそうです。これは、ものすごい反対があった中で、でも絶対にこれをやるということで実践されました。

それから、部活の子どもたちの様子を見ていて、朝ご飯は菓子パンとコーヒー牛乳、お昼はコンビニ弁当というのを見て、そういった子どもたちの家を1軒1軒家庭訪問して、朝はおにぎりにしてくれとお願いをしたそうです。そんなことはできないと言われたそうですが、してくれるまで毎日通われて、菓子パンをやめることができた、先生から直接お聞きしました。

また、どんな日でも校長先生が必ず花壇に水をまきに行くということをされました。花壇がきれいになると花壇に踏み込む子どもがいなくなって、みんなが花壇を大事にしようという意識が芽生えて、いじめの多かった学校が模範校になったというストーリーがあり、この話の中で一つでもヒントになるようなことがあるのではないかと思います。

栄養学の立場から言うと、例えばカルシウムや亜鉛が足りないと、怒りやすくなってしまふということが起こってくるので、少しその辺りを意識して、子どもたちが穏やかになるような取組もあるのではないかと思います。

○田中和明市長 少し前、ある中学校も荒れていたという話を聞いておりますけれども、最近では校長先生方が信念をもっていじめ防止対策に取り組んできたと伺っています。現在は、落ち着いてきたと聞いておりますので、教職員の先生方も大変だと思いますが、いじめを絶対なくすんだという信念をもって対応すればいじめもなくなっていくと思います。

○宇田川久美子委員 学校の対応だけではなくて、例えば食事ということでしたら、給食の中だけではなくて、やはりご家庭でも出来合いの加工品を食べていると栄養素はどんどんなくなるので、ご家庭でもっと食育的なところに目を向けてくれたら、子どもたちも穏やかになると思います。実は食べ物が一番影響しているということが分かっているので、ご家庭でも意識してもらえるようにしていただければと思います。

○田中和明市長 2月21日に市議会が始まりまして、平成30年度の当初予算の審議をお願いするのですが、教育委員会からはいじめ防止の関係でスマホから直接相談ができる取組もありますので、子どもたちに理解していただきながら、もし、いじめがあったときには、相談できる体制を整えていただければと思います。

○高木宏幸教育長 委員の皆様からいろいろなお話をいただきましたが、草加で取り組んでい

る幼保小中を一貫した教育、平成24年からスタートして6年が経過し、積み上げてきて、先日の1月26日、草加中学校区で幼保小中を一貫した教育ということで発表いたしました。

これは学校だけではなく、保護者と地域と教育機関が連携をして、知・徳・体、自ら学び、心豊かに、たくましく生きる草加っ子を、どのように皆で育てていくのかということで、学力や体力、いじめ問題だけにかかわらず徳育的な問題など、多くの分野に取り組んでおります。

体力・健康のことを考えていくと、お話しにもありました食育という面でも、幼稚園、保育園などの幼児期から小中まで、どのように子どもたちの食育について教えていけば、関わっていけばいいのかを考えると、いろいろな視点がありますが、それを一体的に取り組めるというところに一貫した教育を進める価値があると感じます。

今回、21都府県から多くの参加者がありましたが、その参加者の方々は、現場の先生はほとんどいなくて、行政や研究者の方々が多かったです。

どういうことかということ、現場の先生というよりも、これから0歳から15歳までどう育てるのか、実際、どのように進めていけばいいのかと各教育委員会や自治体が、子ども、子育てという観点から、非常に関心をもっているということの表れだと思います。

この子ども教育連携のこれまでの6年間の取組を踏まえながら、4月からは全11中学校区でスタートしますので、まだまだ十分とは言えませんけれども、これをしっかりと着実に進める必要があると思いました。

それからいじめの問題は、どの子どもにも、どの学校・学級でも起こり得るという認識をし、学校の先生も保護者の皆様も、地域の方々も、そういう目で子どもたちを見守っていく必要があると感じました。このことについては、いじめられている子どもがいたらしっかり守り切る。安心感を与える。そのようなことができる学校でなければいけないし、そのためにも保護者や地域の方々の協力は、ぜひとも必要だと思います。

「見逃さない」と、先ほど言葉がありましたけれども、見逃さないで早期に対応していくということが大切であるし、一方では、いじめ撲滅サミットのように、子どもたちにいじめは大きな人権問題なんだということを、教えていければと思います。

これからの道徳というのは、考え、議論する道徳、そして実践につながる道徳ということで、そういう意味から道徳教育も含めて、いじめ問題には対応していく必要がありますし、また、市長からお話しがありましたように、子どもたちが相談できるような体制を整えなくてはなりません。「草加っ子」元気カードを配ってはおりますが、子どもたちが自分で電話をすることが難しく、今はスマホでアプリを使うことが、子どもたちにとって容易になっているの

で、「STOP it」というアプリの導入も予定しております。

いずれにしても、子どもたちが何か悩んでいたら相談できるような体制が必要で、そして、それをしっかりと受けとめて対応できる学校、教育委員会でなければならないなど、改めて意見を伺って思ったところでございます。

○田中和明市長 他にございますでしょうか。この点についてはよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○田中和明市長 それでは、いじめ撲滅に向けた取組に係る部分については以上で終了し、次の取組について説明をお願いいたします。

○総務企画課長 続きまして、指導課長及び生涯学習課長より人権教育の推進についてご説明を申し上げます。

○指導課長 それでは、人権教育の推進についてご説明いたします。

資料2、人権教育の推進についてをご覧ください。

現代社会においては、同和問題や女性、子ども、障がいのある人、高年者などに対しての虐待や暴力、インターネットを通じての差別的な書き込みや特定の人種や民族に対するヘイトスピーチなど、様々な人権問題が生じており、深刻な状況が続いています。そこで、一昨年、人権に関わる大きな法律が三つ施行されました。

一つ目は、平成28年4月の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律です。この法律は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律です。

二つ目は、6月の本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律です。この法律は、人種や民族への差別をあおる表現の抑止・解消を目的とした法律です。

三つ目は、12月の部落差別の解消の推進に関する法律です。この法律は、部落差別は許されないものであり、国民一人ひとりが部落差別を解消する必要性を深く理解することにより、部落差別のない社会の実現を目指すものであります。

学校人権教育の取組といたしましては、一つ目は、市教育委員会が主催する初任者・3年次教員を対象とした研修会です。人権・同和教育を推進していく上で、教職員の一人ひとりが人権・同和問題を正しくとらえ、指導力の向上を図ることが重要です。

研修の中で、人権問題に関するDVD等の視聴や外部講師を招いたり、啓発パンフレットを活用したりするなど、差別への認識不足等が偏見につながることを理解させるとともに、人権・同和問題への正しい歴史認識をもって指導に当たれるよう、教職員の人権意識の高揚に努めております。

また、管理職を対象とした研修も実施し、差別の現実から学ぶために外部講師を招いて、講演を行うなどして、より実感の伴った研修となるよう努めております。研修会で学んだ内容は、各校での人権教育研修会で伝達し、共通理解を図っております。さらに、毎年、現地研修会を開催し、様々な場所を訪れております。平成29年度は、国立ハンセン病資料館等を見学いたしました。

二つ目に、県教育委員会等が主催する研修会への参加です。管理職や人権教育を担当する教員を対象とした研修会や人権教育実践報告会への参加があります。

三つ目に、授業や校内研修で活用できるDVD等の貸出しです。DVD等の映像資料を充実させながら、授業や教職員の校内研修等での有効な活用を推進しております。

四つ目に、人権標語・人権作文への取組です。毎年5月に各校から応募される人権作文や人権標語では、障がいのある人、高年者への思いや国際理解の大切さ等、身近な問題から、よく考えられている作品が数多く見られました。人権作文は小学校2年生以上、人権標語は、小学校3年生以上の児童生徒が取り組んでおります。その中で、優秀な作品は、人権文集「なかま」に掲載し、各校の授業で活用したり、市内公共施設に配布したりしております。人権標語については、多くの方の目にとまるよう人権標語ポスターを作成し、各校及び市内公共施設に掲示しております。

五つ目に、小学校における異年齢集団での活動、祭りや縦割り遊びの実施です。学年を超えて児童が仲良く協力し合って行動できるよう取り組んでおります。これらの取組は、高学年にはリーダーとしての力を、低中学年には、お兄さん、お姉さんを慕う気持ちを育むことにつながっております。また、小中一貫教育の取組として、バスケットボールや陸上競技の基本技術を習得させることをねらい、中学生との交流に積極的に取り組んでいる小学校が増えています。

六つ目に、特別支援学級との交流や支援籍学習への取組です。

特別支援学級との交流では、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒と一緒に活動することで、相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育むことと、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習としての二つの側面があります。

また、支援籍学習では、児童生徒が障がい者に対する差別や偏見といった心の障壁を取り除

く「心のバリアフリー」を育むとともに、障がいのある児童生徒に社会で自立できる自信と力を育むことを目的として、共に学ぶ機会の拡大を図っております。

七つ目に、いじめ撲滅サミットへの参加です。中学校区ごとにテーマを設け取り組んでおります。

八つ目に、各校における人権教育の年間指導計画の作成です。その中で、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・同和問題・外国人・北朝鮮当局における拉致問題など、様々な人権問題について、子どもたちの発達段階を踏まえ、教育活動全体を通じて取り組んでいるところでございます。

次に、啓発活動についてです。

毎年1月に「人権を考える市民のつどい」を開催し、小中学校代表児童生徒の人権作文の発表や講演会を実施しております。講演会では、様々なテーマの中で、今年度は、インターネット上のトラブルについて、昨年度は、性的マイノリティーについて、一昨年度は、部落史に学ぶ人権教育についてご講演いただきました。教職員だけではなく、保護者や市民の方も含め、毎年、300人ほどの参加があります。

また、各種ポスターの掲示やチラシ等により、教職員だけではなく市民の人権意識の高揚を図り、同和問題を始めとする様々な人権問題の早期解決に向けて取り組んでいるところです。

○生涯学習課長 引き続き、生涯学習課の取組についてご説明いたします。

生涯学習課におきましても、市民が様々な人権問題について身近にとらえ、情報を正確に学ぶ機会を提供し、明るく住みやすい地域社会が実現するよう取り組んでおります。

具体的な取組といたしましては、主に4点でございます。

1点目としましては、生涯学習課で施設を管理し、吉町地域の皆様と一体となり運営をしております吉町集会所運営事業がございます。これは、地元の町会や婦人会、青年会、社会福祉協議会を始めとした地域の代表者や、吉町集会所の敷地内にある日枝神社の奉賛会の方、また、部落解放同盟埼玉県連合会草加支部の方々などをメンバーとしました草加市立吉町集会所運営委員会が、事業計画や施設の運営方針などを決定し、各教室や人権講演会も開催する「吉町集会所まつり」などを行っております。

また、高砂小学校長及び瀬崎中学校長も委員となっていることから、各事業において連携を図っております。さらに、吉町集会所の利用者の方々の意見を事業に反映させるため、利用者会議等も開催しております。

2点目としましては、団体や自治体との連携事業となります。これは、資料に記載のあるイ

ベントや研修などはその一部となりますが、近隣の自治体や人権団体などと連携をし、多岐にわたる人権講座や講演会、研修などを開催し、人権問題解決に向けた事業に取り組んでおります。また、このような研修会などは、近隣自治体との意見・情報交換の場ともなっていることから、職員の積極的な参加が必要となっております。

3点目としましては、公民館・文化センター事業となります。市内に6館あります公民館において、それぞれ独自に人権問題をテーマとした講座内容を企画し、地域に根ざした人権講座を開催しております。

最後に4点目としまして、学校人権教育と同様に、資料中央の啓発活動となります。一例としましては、一昨年(2011年)の12月に、部落差別の解消の推進に関する法律が成立しました。この法律が制定された意義や背景について多くの市民に周知啓発を図るため、吉町集会所や公民館などの人権講座やイベント参加者に対し、積極的にチラシの配布や会場に掲示を行い、市民への周知活動に努めているものでございます。

また、吉町集会所において人権問題に関する書籍や冊子等を収集し、利用者が閲覧できるよう配慮しております。

結びになりますが、今後も、より多くの市民が人権問題を身近なものとしてとらえることで、全ての人々が相互に存在を認め合い、尊重し合う社会の実現に向け、一層の事業推進を図ってまいりたいと考えております。

人権教育の推進についての説明は以上でございます。

○田中和明市長 ただ今、人権教育の推進について説明がありました。

人権問題を解決していくためには、法律の整備はもちろん必要ですが、最も重要なものは、その趣旨を踏まえ、行政が学校や地域に積極的に働きかけ続けていくことが何よりも重要だと考えているところでございます。

今後も、より多くの市民の皆様が人権問題を身近なものとしてとらえていただきながら、全ての人々がお互いに存在を認め合い、尊重し合える社会を実現していくために、教育委員の皆様はどのような取組をしていけばいいと考えているのか、それぞれの立場から、自由にご発言をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○小澤尚久委員 私は、学校人権教育の取組の中で、5番、6番の交流活動、交流教育の一層の活性化が、一つ大事なところになってくると思います。

異年齢集団における交流によって、子どもたちの弱者や年下の者をいたわる気持ちだとか、年上の者を敬う気持ちといった人権意識の育成が小さい頃からできると感じております。

もう一つ、特別支援学級との交流・支援籍学習、これについてもご説明がありましたけれども、私は、特別支援学級がある学校とない学校を教員として経験したことがあるのですが、どちらが良い、悪いというよりも、特別支援学級があることによって支援が必要な子どもたちの良さもそうですし、一人ひとりの違い、一人ひとりの良さ、そういったものにより気付く機会があると感じたことがあります。

幸い、草加市は、特別支援学級が各校に設置されているので、そういった意識が子どもたちの中には自然に醸成されているように感じます。交流活動、支援籍学習をより活性化することによって、低年齢からの人権意識の育成に大変良い影響があると感じております。

○田中和明市長 5番、6番を積極的に進めながら小さい頃からの人権意識を育成していくということでございますので、教育委員会に改めてお願いしたいと思います。

○村田悦一教育長職務代理者 先ほどのいじめ撲滅に向けた取組と今の人権教育の推進は、表裏一体の関係かと思えます。

私も先ほど、子ども教育の連携についてお話ししましたが、草加市では「快適都市」ということで、いつまでもこのまちで暮らしたい、このまちで子どもを育てたい、この実現に向けて子ども教育の連携が行われていると私はとらえております。

「快適都市」の四つ目の基本的要素に、地域の共生ということがありまして、ともに力をあわせて自分たちのまちをつくるとあり、多様な市民が、個人として尊重されながらいきいきと暮らしていけるよう、地域コミュニティの醸成とありますが、私はこのコミュニティということが一つのキーワードになるかと思っています。

平成30年度の草加市教育行政重点施策の中に、新しく記述を加えたものとして、「学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育活動に取り組むためにコミュニティ・スクールの導入に向けた研究を進めます」という文言があります。

過日、県が主催するコミュニティスクールフォーラムに参加してきましたのですが、全国では、平成29年4月現在、46都道府県で3,600校がコミュニティ・スクールを実施しています。埼玉県では、平成29年4月1日現在では、10市、105校で、草加市は32校中1校も実施していなくて、今、教育委員会事務局としては研究ということで、来年度、視察等も考えているところです。

私は、このコミュニティ・スクールを設置することが、先ほどのいじめや今回の人権の問題の解決の手助けになると思います。先日のフォーラムでも、地域と共にある学校、地域と学校が目標やビジョンを共有し、社会総がかりで子どもたちを育てていくという話がありました。

まさしく、今、草加が独自で行っている幼保小中を一貫した教育も含めて、求めているところに合致すると思いました。

いろいろな方法がありますので、草加市に合う、それぞれの地域や中学校区に合うようなコミュニティ・スクールを作っていくことが、いじめ撲滅、あるいは一人ひとりが大切にされる教育の推進になると考えております。

○田中和明市長 私も常々、草加は市民力、地域力が強いまちだと言っておりまして、防災の関係でも、昨年、防災訓練を町会連合会が主催で実施しました。

今、隣近所の子どもたちに注意をするという町会が増えてきております。町会全体で、自分たちの地域の子どもたちは守っていく、見守っていくという態勢が、それぞれの地域でできていると思います。学校だけではなくて、家庭だけではなくて、やはり地域が一体となって子どもたちを見守っていかなければならないと考えていますので、町会連合会の会長にも、その旨を説明しながらみんなで子どもたちを守っていただきたいということを、これからもお願いしていきたいと思っておりますし、コミュニティ・スクールも必要だと思っておりますので、対応していきたいと思っております。

○加藤由美委員 あるニュースで、とても穏やかで奥さんや子どもに一度も手を上げたことがない人が、定年後、認知症の老人ホームで働いていたところ、虐待をしてしまったというニュースを見ました。

また先ほど、いじめのところでご説明があったように、ストレスの多い子どもがいじめに関わってしまうということは、少なくないと思います。

私は、自分の心を豊かにすることが人権教育の一番の源ではないかと思っています。

昨年9月に、「新田西文化センターまつり」のステージ上の発表で、子どもから高年者の方まで多くの方が発表されていましたが、皆様、とてもはつらつとしていきいきとされていました。目標をもって生きるということが大切だなと感じました。また、こういう場があることが、とても大切で必要なことだと思いました。

○宇田川久美子委員 人権ということを考えると、思想的なことが大きいと思うので、家庭でのことが大きいかと思っています。もちろん、学校での取組も重要ですが、そのことしか知らない、子どもはそれを正しいと判断してしまうと思うので、先ほどのいじめのこともそうですが、インターネットが普及していると、そこでの書き込みをずっと見続けると、それだけが正しい情報と思ってしまうこともあると思います。もっといろいろな角度から物事を見たり、いろいろな情報を取り入れたり、いろいろな交流があると子どもだけではなくて、大人にとっ

てもいいと思います。

幼保小中を一貫した教育で、それぞれの年代の考え方を共有できることは、とても良い環境だと思うので、これを生かしながら、広い見解がもてるように、物事を俯瞰できるような子どもたちになってもらいたいと思います。

質問ですが、吉町集会所の運営事業について、これは吉町集会所は様々な事業がありますが、他の集会所でもやっていくような計画はあるのですか。

○生涯学習課長 吉町集会所は、市の中の人権教育の拠点として位置付けられているベース的な施設でございます。

また、各地域におきましては、公民館がございますので、公民館の中で年間を通してこういった人権教育の事業に取り組んでおります。

○高木宏幸教育長 「人権を考える市民のつどい」には、毎回私も参加をしているのですが、ここで子どもたちの人権標語、あるいは人権作文の発表があります。

子どもたちは、自分の身近なところの人権問題を鋭く見て、それを自分で考えて、どうすべきかということを訴える作文を発表するのですが、我々大人も考えなくてはいけないという思いにさせられるような作文が、毎年発表されています。

先ほど、俯瞰ということでお話がありましたが、その発達段階に即しながら、自分の何か身近に感じることから、どういうものを問題として認識して、どうしなくてはならないと、そこに気付く、考える、行動する、これが大切であると思います。

人権教育については、学校人権教育と社会人権教育がありますが、特にこの学校人権教育は、これからの将来を担う子どもたちを育てるという意味では、非常に重要な役割をもっております。例えば、平成28年に三つの法律が施行され、その中の一つに部落差別の解消の推進に関する法律がありますが、部落差別というのが、どういう歴史があって、どういう問題だということをどこで学んだのですかと、人権意識調査で聞いたところ、圧倒的に多いのが学校教育で習ったという答えでした。

これからの社会を担う子どもたちに、人権意識をしっかりとってもらうという意味でも、学校が果たす役割は非常に大きいと思いますし、また、子どもたちの発表も、啓発や、あるいは社会人権教育にもつながるものがあると感じたところです。

○宇田川久美子委員 人権標語と人権作文のことですが、何年生からでしたか。

○指導課長 人権標語につきましては、小学校3年生からです。人権作文につきましては、小学校2年生からになります。

○宇田川久美子委員 少し人権という言葉は難しいかもしれませんが、どうして1年生からではないのですか。

○高木宏幸教育長 おそらく、人権作文の募集の時期を考えると、1年生ではなかなか自分の思いを作文にできないという面があるからだと思います。

○宇田川久美子委員 標語と作文について、2年生からと3年生からと違うのはなぜでしょうか。1年生はまだ難しいかもしれませんが、意識付けみたいなことであるならば、3年生ではなくて、2年生からそういうものがあれば、より早く考える機会ができるので、3年生にするのはもったいないと思いました。

○田中和明市長 分かりました。特に2年生からでなくてはいけないとか、3年生からでなくてはいけないということではないようなので、改めて検討していただければと思います。

他にございますでしょうか。この点についてはよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○田中和明市長 特に意見がないようでございます。事務局から何かございますか。

○教育総務部長 本年度も、あと1ヶ月と少しとなってしまいました。

教育委員会では、教育方針、また重点施策等を掲げ、その実施に向けて取り組んでいるところでございますが、その根拠となるものに第二次草加市教育振興基本計画がございまして、これが平成30年度は、第3年次目となり、これを練り上げて定着させ、ここで一定の方向を見ていかなければならないという時期にきているわけでございます。

子ども教育、社会教育、人権教育を所管しております教育委員会として、改めてこの基本計画に基づきながら平成30年度の事業展開を図っていきたいと思っているところでございますので、どうぞ委員の皆様方、市長におかれましては、引き続き、ご支援を頂戴できればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

○田中和明市長 委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、進行を事務局に戻します。

○総合政策部長 市長、教育長、そして教育委員の皆様方、貴重なご意見を頂きましてありがとうございました。

本日頂きましたご意見を踏まえまして、今まで以上に市長部局と教育委員会とで課題解決に向けて協力をしながら取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

◎閉会の宣言

○総合政策部長 以上をもちまして、平成29年度第2回草加市総合教育会議を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

午前11時 閉会

市長 田中和明

教育長 高木宏幸